

憲法施行75年
連続シンポ

憲法と平和

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

第10回 人権シンポinかながわ
日時 2022年11月3日(木・祝) 9時30分～16時30分
場所 会館・Web開催(Zoom)
※イベントによって異なります。
詳細は当会ホームページのイベント情報をご確認ください。



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

ベルリンの壁が崩れて間もない頃、アメリカの政治学者が「歴史の終わり」という本を書いたと耳にした。後に、その内容は民主主義が政治体制の最終形態であると唱えるものだと知った▼その頃からずっと、民主主義は人類普遍の原理だと信じていた。世界中の権威主義的な政治体制は、全て民主主義に置き換わっていくと無邪気に考えていた▼しかし、現在の世界情勢を目の当たりにした時、民主主義の危機という言葉が切実に感じられる。ただ、一握りの為政者の我欲のために多くの犠牲者が出る政治体制が、戦争に反対したり、政府を批判したりするだけで犯罪者とされる政治体制が正しいはずがない▼「民主主義は最悪の政治形態である。ただし、これまでに試みられた民主主義以外のあらゆる政治形態を除けばである」との著名な金言がある▼完全無欠の指導者が存在するはずがないように、完璧に機能する政治体制も存在するはずがない。そうだとすれば、民主主義を堅持し、試行錯誤を繰り返しながら、より良い社会を目指していくしかないのだろう▼その先に「歴史の終わり」が待っていると思えば、民主主義を守っていく道を歩んでいきたい。

国際法・平和学の視点から考えるウクライナ戦争

憲法問題対策本部では、今年が憲法施行75年ということで「憲法と平和」をメインテーマにして3回の連続シンポを企画した。

まず7月25日に「国際法・平和学の視点から考えるウクライナ戦争」(講師・明治学院大学阿部浩己教授)、8月30日に「憲法に緊急事態条項は必要ない」(講師・名古屋学院大学飯島滋明教授)と題して、当会会館内で講演会を開催した。

阿部教授は、今年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、明らかに国連憲章2条4項で禁止された武力行使であり、これを正当化する理由は認められないとした。その上で、これまで冷戦後の欧米による度重なる国際法上の根拠を欠いた武力行使(イラク攻撃等)が、今、ブーメランとなって返ってきているのであって、「自由主義の帝国」ともいうべき欧米によるロシアに対する制裁が、逆にアジア・アフリカ諸国の警戒や反発を招いているという認識を示した。

また、阿部教授は、戦争は突然起きるわけではないのに、国際社会はなぜ戦争が起きてからでないと反応しないのかと訴えた。そして、「危機」への対処のみに着目するのではなく、日頃から戦争を阻止するための積極的平和への取り組みの強化、つまり社会に内在する暴力(人種差別、性差別など)やこれを容認する考え方や意識を排除していくことの重要性を示した。

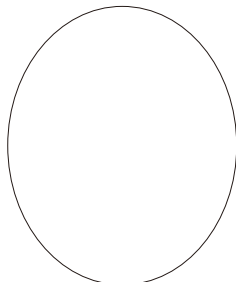
国際政治の複雑な絡み合いから、阿部教授の指摘する積極的平和への取り組みは容易に実現できるものではないとしても、ウクライナの現状を重ね合わせてみると、再び「戦争の惨禍」を起こしてはならないということは明らかであろう。このような決意のもと制定された日本国憲法の価値、平和主義の重要性を改めて考えさせられた貴重な講演会であった。

(憲法問題対策本部 本部長代行 石黒 康仁)

憲法に緊急事態条項は必要ない

飯島教授は、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻に乗り、あたかも緊急事態条項が憲法に必要であるかのごとく、自公政権を筆頭に改憲論議が加速しているとの現状分析を示した。その上で、緊急事態条項がなくとも、我が国が直面する問題は、既存の法令・枠組みの中で十分に対応が可能であり、現に対応してきたのであって、一切必要性がない旨を訴えた。

8月5日、刑事弁護士センター運営委員会主催で、大阪弁護士会所属の山本了宣弁護士を講師に招き、標記テーマで研修会を行った。昨今のIT化に関する議論の加速に



講師の山本了宣弁護士

刑事弁護一般研修

刑事情報セキュリティ

伴い、刑事事件でも不可避となった「情報セキュリティ」に対する会員の関心は高く、他会の会員を含む56名という多数の会員が参加した。

研修では、前半に、最近のIT化の流れやこれに対する法務省における議論状況、情報セキュリティに関する法令や規則上の義務の説明、情報セキュリティに関する基礎的な知識、刑事事件でも不可避となった「情報セキュリティ」に対する会員の関心は高く、他会の会員を含む56名という多数の会員が参加した。

最後に、情報機器を利用する際の、弁護士個人として取るべき対策及び事務所内で取るべき対策の話があった。

研修を受けて、情報セキュリティ対策として十分な点と不十分な点(後者の方が多いが)を確認でき、今後の課題を明確にすることができた。クラウドサービスは大手の有料会員登録を躊躇していたが、セキュリティ対策に有効であることが理解できたため、今後は必要に応じて積極的に活用していきたい。

また、ついついやりがちな、メールにデータを添付して送信すること、他のサービスに置き換えていきたい。

今日、緊急事態条項というワードは目新しいものではないが、社会において、その内容や危険性について、必ずしも十分に認識が深まっているとは言いがたい。そうした中、今回の講演は、問題意識を一つ一つ丁寧に解説したものであり、今後の議論における良い指標となる大変意義の深いものであった。

(会員 長谷川 拓也)

研修の内容(特にセキュリティ対策として実践すべきこと)は、民事事件にも共通することばかりであり、刑事事件を担当する弁護士だけでなく、全ての弁護士にとつて大変有益であった。

本研修は、当会会員用ホームページ内の研修会動画配信にて受講可能なため、当日参加できなかったが興味のある会員には受講をお勧めする。

(会員 永合 大輔)

講演を行う阿部浩己教授

講演を行う飯島滋明教授

ベルリンの壁が崩れて間もない頃、アメリカの政治学者が「歴史の終わり」という本を書いたと耳にした。後に、その内容は民主主義が政治体制の最終形態であると唱えるものだと知った▼その頃からずっと、民主主義は人類普遍の原理だと信じていた。世界中の権威主義的な政治体制は、全て民主主義に置き換わっていくと無邪気に考えていた▼しかし、現在の世界情勢を目の当たりにした時、民主主義の危機という言葉が切実に感じられる。ただ、一握りの為政者の我欲のために多くの犠牲者が出る政治体制が、戦争に反対したり、政府を批判したりするだけで犯罪者とされる政治体制が正しいはずがない▼「民主主義は最悪の政治形態である。ただし、これまでに試みられた民主主義以外のあらゆる政治形態を除けばである」との著名な金言がある▼完全無欠の指導者が存在するはずがないように、完璧に機能する政治体制も存在するはずがない。そうだとすれば、民主主義を堅持し、試行錯誤を繰り返しながら、より良い社会を目指していくしかないのだろう▼その先に「歴史の終わり」が待っていると思えば、民主主義を守っていく道を歩んでいきたい。

(田淵 大輔)

司法から見た神奈川の150年 第14回

横浜弁護士会史《上巻》座談会 に出てくる「老先生」赤尾彦作

8月22日に行われた「3時間で振り返る横浜弁護士会の100年と神奈川県弁護士会150年に向けて」で話題になったのが、横浜弁護士会史上巻の座談会に出てくる赤尾「老先生」の「豪傑ぶり」だった。大類武雄が口火を切り、飛鳥田一雄が関係者として説明し、永田喜興志が「昭和25、6年頃、修習生だった私は、そのやりとりを法廷で傍聴した」と補足した。飛鳥田が「しかし、良い先生だったな」とまとめている。

上巻には、赤尾彦作の人物については書かれていない。そこで、前記会合で「赤尾の名誉回復のために」と前置きして口

創150年会史編纂特別委員会 副委員長 間部 俊明

上記座談会に出てくる「昭和25、6年頃」と言えば、赤尾は83歳か84歳だった。飛鳥田の当会への入会が昭和16年、大類の入会が昭和9年だから、昭和7年度会長の赤尾を知らないはずはないのだが、赤尾は、「豪傑」会長だったのだろうか。横浜市史編集室で「市史研究よこはま」第5号の赤尾特集を手にしたとき、胸が震えた。赤尾が横浜法律学校に学んだことは、上巻に載っていないからである。上巻は、3年あまり存続した横浜法律学校の卒業生や在校生の名が伝えられてもよいはずだが、山梨県人笠井慶次郎（18歳）しか知られていないと嘆いていた（91頁）。しかし、「市史研究よこはま」第

福祉関係者との連携のススメ

「知的障害等のある被疑者・被告人の弁護活動 実践編」社会福祉士会との連携について

座談会の様子

弁護士として刑事事件に関わる中で、被疑者・被告人とのやりとりで違和感を覚えた、知的障害のある被疑者・被告人とのコミュニケーションに苦慮した、あるいは、どのような対応をしてよいのか分からずに困

8月20日、当会会館にて、知的障害のある被疑者・被告人の刑事弁護活動についての研修が、3部構成で実施された。第1部では、障害のある方の刑事弁護の問題点や福祉関係者との連携の必要性、福祉関係者利用

制度の利用方法について、簡潔な説明が行われた。第2部は、実際に講師が経験した事件を題材として、当該事件に関与した福祉関係者とともに実践報告が行われた。講師が福祉関係者に対してどのような依頼をしたのか依頼書の記載内容が示されたり、福祉関係者がど

のようなポイントから本人の障害についての見立てを行うのか、講師と福祉関係者が連携してどのような活動を行ったのか、という解説がなされたりと、かなり実践的な内容の報告が行われた。

第3部の座談会では、経験豊富なパネリストから、より実践的なアドバイスがあった。福祉関係者利用の際の申請書には、「どう質問したら、こう答えた」といった具体的なエピソードを書いてもいい、福祉関係者の接見時間を長く確保するためにどのような工夫をするのか等、より実践的な対応方法の報告が

（会員 佐藤 美由紀）

裁判傍聴会 の すすめ

神奈川県立瀬谷高等学校の裁判傍聴会の様子

法教育センター及び法教育委員会では、弁護士が中学生や高校生等の刑

事裁判の傍聴に同行する裁判傍聴会を行っている。傍聴前には民事裁判との違いや刑事手続の流れ等についての事前講義を行い、傍聴後には事件の解説及び質疑応答を行うというものである。

私は、今夏は4件の裁判傍聴会を担当した。裁判傍聴会の申込み件数が多いのは学校の夏休み期間中であるが、この時期は他の傍聴希望者も多く、他方で裁判所の夏季休庭期間と重なり、傍聴できる公判期日は少ない。そのため、傍聴席を確保するために、早くから法廷の前で並ぶ必要がある。負けられない椅子取りゲームのような緊張感があるが、生徒達との交流が気分転換にもなっているため、今後とも可能限り担当したい。

（会員 成瀬 翠）

自営業・フリーランスのみならずへ。

あなたにもプラスも。

掛金はぜんぶ所得控除になるから、税金がおトク！



一生もらえる年金を上乗せできます！



人生100年時代の「プラス年金」

日本弁護士国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。*非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽にどうぞ！

日本弁護士国民年金基金 03-3581-3739

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階 <http://www.bknk.or.jp/>

傍聴後に感想を聞いてみると、「あまり『異議あり』とは言わないんだな」「検察官と弁護人が激しく議論することなく淡々と進むんだな」等、刑事裁判を題材とするテレビドラマのイメージと対比して話す生徒が多い。近年放送されたドラマのタイトルから、「日本の刑事裁判における有罪率は99・9パーセントで

また、裁判傍聴会は引率する弁護士にとっても有意義な機会である。生徒達からは、「弁護士が早口で、難しい言葉も出てきて聞き取れなかった」「あの質問の意図が分からなかった」といったシビアな意見が出ることもある。このような声は裁判員や依頼者等への伝え方を工夫する上で参考になる。傍聴を通じて、他の弁護士の活動から学ぶことも多い。

（会員 成瀬 翠）

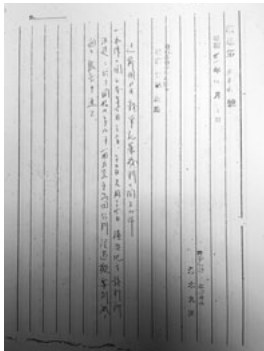


BC級戦犯 横浜裁判

第4回

大類武雄弁護士が
取り組んだ事件(前編)

会員 庄司 道弘



保存されていた当時のメモ

私が、BC級戦犯の研究会に入ったのは、横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会)が太平洋戦争終戦直後から、BC級戦犯の弁護を、総会決議を挙げて担った事実があるからである。しかし、この事実の多くは今や埋もれようとしている。今、武雄弁護士であった。彼もまたBC級戦犯の弁護を担っていた。私もこうした彼の弁護の足跡をたどってみて、彼がどんな活動をしていったのかを少しでも世に残したい。

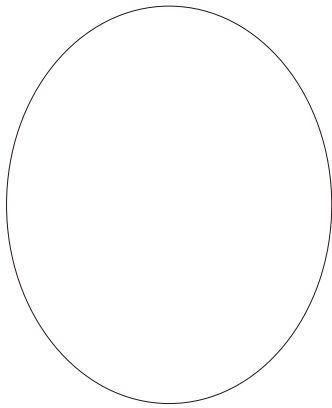
せれば、彼のいそ弁の端くれとしての務めを果たせるかもしれないと思いついた。

間部俊明会員から渡された資料は、大類武雄弁護士らしく懐かしい字でキチンと整理されたものだった。私は、よく整理された資料を渡されたので、たいした苦労はせずに、当時の弁護活動の内容を回復することができた。

戦後という、皆が日々の暮らしの再建、ひいては日本再建へと勤しむ中で、戦犯という名で多くの若者が、せすとも済む災厄を背負い、人知れず絞首刑台の露と消え、労働を強いられただけである。今の日本は、かの犠牲の上にあることを想起し、一刻も早く完成させたい。

常議員になって
思うこと

会員 石渡 絵理 (新62期)



今期初めて常議員になった。県西支部の支部枠という形で立候補し選出された。ご存じのとおり、常議員会の予定議題は、会員メーリングリストと当会ホームページの会員専用サイトで案内される。常議員には、1週間前にFAXで届き、さらに、ホームページの委員会ボックスには、議題に関する大部の資料が届く。そして、常議員会当日、執行部や関連委員会の委員などの協力者から、経緯や根拠等の詳細な説明

がなされる。続いて、常議員からの質問と意見。提案者からの回答、時には、議案の修正。私が、事前資料を見ていて、疑問や違和感を抱いていたことにも、鋭い指摘がされる。各支部とのテレビ会議も導入されており、別会場からの率直な発言もある。若手常議員からの意見にハッとしたりする。これらを聞きながら、改めて賛否を自問し、決議に臨む。想像以上に活発な議論である。ところで、8月以降、県西支部会館からも、テレビ会議システムを使って常議員会に参加できるようになった。おかげで、常議員会当日、夕方に依頼者との相談を入れることができた。

理事者室

だより

副会長 飯田 学史

VoiceTraを
知っていますか?

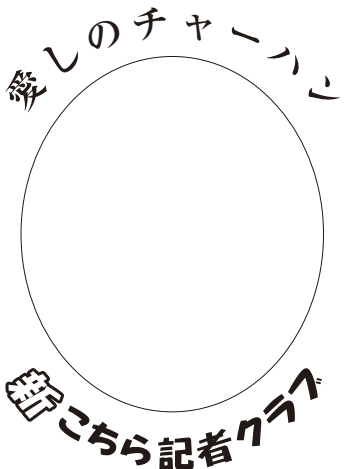
の言葉しか話せない。それでも外国人や外国に繋がる人の事件を受けることができるのは、優秀な通訳さんに恵まれているからというのは当然であるが、もう一つは、最低限の会話であれば通訳さんがいなくても出来るというアプリを知っているからである。翻訳サービスとして、Google翻訳やDeepLが有名である。Google翻訳はホームページのまるごと翻訳に、DeepLはPDFになっている論文をそのまま翻訳するのに大変重宝するが、どちらも会話翻訳は苦手である。そこで、会話特化型の翻訳ソフトとしてお薦めしたいのが、情報通信研究機構が開発した「VoiceTra (ボイスストラ)」というスマホアプリである。

特にこのアプリの素晴らしいところは、翻訳結果をさらに日本語に翻訳して意味が通じているかどうかを検証する機能が付いている点である。

者が外国人という英語くらいはできると思われがちなのだが、そんなことは無い。私、英語ではHello, Thank you, I love youの3単語だけ。中国語も你好、謝々、我愛你3つ。

私の顧客は全体の3分の1が外国人であったり、外国に繋がりをもつ人であったりする。依頼好、謝々、我愛你3つ。朝鮮語も同じように3つの1が外国人であったり、外国に繋がりをもつ人であったりする。依頼

記者の仕事は、いつも突然忙しくなる。事件が発生すれば昼夜を問わず現場に駆けつけ、災害が発生すれば中継して現状を伝えることもある。ご飯を食べる時間がないことも日常茶飯事だ。そんな時に山盛りのお昼ご飯を食べたことを思い出して「あの時食べておいてよかった」と漫画



のラーメン海賊(横浜市中区)のチャーハンだ。チャーシューとネギ、卵のバランスが良く、濃い目の味付けが美味しい。注

るチャーハンをかき込んで、きょうも私は神奈川県内を駆け回っている。(日本テレビ 長谷川 裕)

「刑弁問研」——原則黙秘

その1

刑事弁護修習の最前線

～20年目の司法修習～

会員 妹尾 孝之

て、刑弁科目の指導においては大変貴重な1コマということになり、扱う内容も期によって移り変わりがあった。

前回も触れたが、現在の集合修習で刑弁教官室が自由に使えるコマは、2回の起案・講評を除くと、「刑弁問研」の1コマだけである。したがって、

私が教官をしていた時期には、前半と後半（各50分ずつ）に分け、71期では模擬接見と模擬示談交渉を、72期と73期では模擬接見と導入的講義を行っていた。

この3年間を通じて実施したのは模擬接見であったが、これは、導入修

習で行っている模擬接見とは異なり、被疑者から「明日取調べがあると言われているが、どのような対応したらよいでしょうか？」と助言を求められたという場面を設定し、それに対してどのような助言をすべきかを修習生に考えさせるというものであった。

この模擬接見を通じて修習生に解説したのが、「原則黙秘」の考え方である。「原則黙秘」の考

え方は、取調べの可視化が導入された後、可視化時代に対応した弁護実践を重ねるうちに固まってきたものであるが、各修習地で個別指導に当たる指導担当弁護士とは温度差を感じることもある。

弁護教官が、担当クラスの修習地に赴いて各單位会と行っている意見交換会でも、議論になることがあった。これらの意見交換会での議論では、「原則黙秘」何かが何でも黙秘させる」といった誤ったイメージが持たれているようにも感じた。

そこで、次回からは、「原則黙秘」の考え方が広がった経緯等も含め、「原則黙秘」に関する指導内容を具体的にしていきたい。

私の赤い

会員 田中 弘人

マラソンって

仕事に似てる



歴戦の友であるトレランシューズ

仕事ができる彼曰く「マイルストーン決めて、ペース配分して、順番にクリアして、ゴールする過程が同じ」とのこと。

ありがたいけど自分には苦手な言葉だ。マラソンが大したことない、仕事も大したことないってばれるじゃないか。

それは嫌だ、けど走るのが好き。そんな自分にはトレイルランニングがあっている。

トレイルランニング、通称トレランは山のマラソンのこと。大会で走る距離は10km程度から様々で、自分には30kmで十分チャ

レンジングだけど、なかには170kmを30時間も走り続ける大会もある。舞台が山だから、30kmを走るうちに累積で1000m以上の登山にもなることも。その登山パートは我慢の歩きでクリアしていく。

一見修行にもみえるトレランだけど、マラソンみたいに「1秒を削り出す」シビアさとは無縁だ（いわゆるガチ勢は違います）。

登山パートはひたすら我慢の歩き、悪天候なら悪路に足をすくわれ、細い山道がランナーで渋滞することも。すると冒頭のありがた

い言葉も、「1秒を削り出す」という意識も遥か彼方。ただ楽しく完走できれば十分となる。

それを知ってか山々は、完走を後押ししてくれる。道をあけて導いてくれる木々、登坂のための足場のように埋まる岩々、山頂でまだか待ち構える雄大な眺望、四季折々に変化する景色、香り、地面の感触等々、すべてが前に進む力になる（遅いけど）。

運がよければ、動物たちも加わってくれる。港南台く鎌倉ルートではリス、秦野では猿、芦ノ湖一周では鹿の大群に歓迎された。

県内にはこんな非日常



横浜法曹
テニスクラブ

2年ぶりの 初日 あいにく?の雨

夏合宿

温泉地酒緑日

ダブルス対抗戦に臨む合宿参加者

た。結果は、Aチームが2勝、Bチームが6勝で、Bチームの勝利となった。昼までテニスをした後、温泉でリフレッシュして2年ぶりの夏合宿はお開きとなり、参加者は三々五々帰路についた。

当クラブには家族連れで参加する会員も多数いる。定期的に練習会が開催され、税理士会や裁判所との対抗戦等他団体との交流イベントも行われている。現在は、コロナ禍のため対抗戦の開催は控えているが、レベルを問わず参加できる会になっている。随時会員募集中なので、テニスに興味のある方は、佐藤裕会員まで一報を。

(会員 末岡 隆則)

編集後記

気象庁が今年の梅雨明け時期を修正した。6月下旬から7月下旬まで約1か月間の修正となった。

偏西風の進路を見誤ったことが原因とのことだが、これを責めることはできないと思うのは私だけであろうか。

自然と向き合うことの難しさ、そして人間の力のちっぽけさを痛感している。

デスク 早川 和孝
記者 西 雄一郎

中島 慶子
高橋 健二
田淵 大輔
菅沼 大
小川 友深